

奈良教育大学図書館利用細則

平成16年4月1日
制 定

改正 平成18年6月22日規則第71号

改正 平成23年3月24日規則第22号

改正 平成26年3月20日規則第15号

(趣旨)

第1条 この細則は、奈良教育大学図書館利用規則（平成16年奈良教育大学規則第372号。以下「規則」という。）第28条の規定に基づき、奈良教育大学図書館（以下「図書館」という。）の利用に関し必要な事項を定めるものとする。

(一般利用者の利用手続き)

第2条 規則第3条第三号に定める図書館の利用を申し出た者（以下「一般利用者」という。）は、「一般利用者入館票」に所定の事項を記入するものとする。

(貴重図書の閲覧)

第3条 貴重図書を利用しようとする場合は、「貴重図書閲覧願」に必要事項を記入し、奈良教育大学図書館長（以下「図書館長」という。）に提出するものとする。

(利用者カードの交付等)

第4条 図書の館外貸出を受けようとする場合は、あらかじめ「利用者カード」の交付を受けるものとする。

2 本学の教職員及び学生は、「利用者登録票」に必要事項を記入し、「利用者カード」の交付を受けるものとする。なお、学生証に利用者カード機能が備わっている場合は、学生証をもって「利用者カード」とすることができる。

3 一般利用者は、図書館長に「館外貸出願」を提出し、「利用者カード」の交付を受けることができる。

4 有効期間を過ぎた「利用者カード」は、返却しなければならない。

5 「利用者カード」を紛失若しくは汚損したため、再交付を受けようとする場合は、図書館長に再度「館外貸出願」を提出しなければならない。

6 「利用者カード」の有効期間は、教職員は在職期間、学生は在学期間、一般利用者は当該年度とする。

(長期、特別貸出)

第5条 規則第11条第2項の規定により、本学の教職員及び学生は、春季、夏季、冬季及び学年末の各休業期間中に限り、始業日後1週間以内の指定した日まで貸出期間を延長することができる。ただし、雑誌・紀要、参考図書は対象外とする。

2 前項の指定は、その都度館内掲示によって行うものとする。

第6条 卒業論文、修士論文作成のため特に必要と認めるときは、通常貸出のほか、1人3冊以内、期間1か月以内で特別貸出を行うことができる。

(研究用図書の貸出)

第7条 規則第15条に定める研究用図書は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 教員の経費で購入した図書
- 二 教員を通して図書館に寄贈された図書

第8条 研究用図書の貸出を受ける場合は、図書館から受入れした旨の通知を受けた後、3か月以内に貸出手続きをするものとする。

2 前項の貸出手続きのない場合は、当該図書を図書館備付図書として取り扱うことができるものとする。

(研究用図書の返却後の扱い)

第9条 規則第17条に定める返却された研究用図書は、図書館備付図書として取り扱うものとする。

(他大学図書館等の利用)

第10条 規則第21条の定めるところにより、利用者が他の大学図書館等を利用しようとする場合は、「他大学附属図書館利用申込書」に記入のうえ職員に提出し、他の大学図書館等が必要とする場合は依頼状の交付を受けるものとする。

(貸出の制限)

第11条 利用者は、館外貸出図書の返却期限を超過した場合、当該図書が返却された日から起算して、超過した日数に相当する期間、図書の貸出を受けることができない。

2 前項のほか、次の各号に該当する者は、図書の貸出を一定期間停止することがある。

- 一 他人名義の利用者カードを使用した者
- 二 返却期限が相当経過し、督促しても誠意が認められない者

(利用者の遵守事項)

第12条 規則第7条第2項の規定に基づき、館内において利用者は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 他の利用者の迷惑になる行為をしないこと。
- 二 図書、備品を大切に取り扱い、汚損、無断持出をしないこと。
- 三 喫煙をしないこと及び食物をとらないこと。
- 四 飲み物については、密閉可能な容器に入れられたものに限り、所定の場所で摂取すること。
- 五 携帯電話等は所定の場所以外で使用しないこと。
- 六 その他臨時掲示する注意事項

附 則

この細則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年規則第71号)

この細則は、平成18年6月22日から施行し、平成18年3月24日から適用する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この細則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成26年規則第15号)

この細則は、平成26年4月1日から施行する。